

トッピング保険『保険料等改定のご案内』 <2023年3月1日以降>

1. 保険料の改定

ケガプランの保険料を変更します。

プラン名称	月払保険料	
	2023年2月	2023年3月
ケガプラン	470円	450円 (-20円)

2. 補償内容等の改定

(1) ケガプラン

項目	改定概要
商品の仕組み	くらしの安心保険から傷害総合保険になります。
入院保険金	事故発生日から180日以内に入院を開始された場合、事故発生日から1,000日以内の入院に対しお支払いしていましたが、事故発生日からの期間にかかわらず1,000日を限度としてお支払いします(事故発生日からの経過期間に関する制限を撤廃しました。)
手術保険金	事故発生日から1,000日以内に受けた手術に対してお支払いしていましたが、その事故により被ったケガに対する手術であれば事故発生日からの期間にかかわらずお支払いします(事故発生日からの経過期間に関する制限を撤廃しました。)
通院保険金	事故発生日から180日以内に入院または通院を開始された場合にお支払いの対象としていましたが、その制限を撤廃します。 (注1) 支払限度日数は、従来どおり90日となります。 (注2) 従来どおり事故発生日から1,000日以内の通院日数に対しお支払いします。

(2) ゴルフプラン

項目	改定概要
携行品損害補償特約の改定	漁具、預貯金証書を補償の対象外とします。

(3) 弁護士費用サポートプラン

項目	改定概要
人格権侵害の待機期間の改定	「人格権侵害に関する紛争」について、保険金支払の対象外としている初年度契約の保険期間の開始日から90日間の待機期間を廃止し、保険期間の開始日以降の原因事故によって発生した紛争について補償します。
2022年4月民法改正による改定	「被保険者を親権者とする未婚の子」を「被保険者の未成年の子」に変更します。 (注) <u>成年年齢が18歳に引き下げられたため、お子様が成年(18歳)に達した時点で保険金支払いの対象外となりますためご注意ください。</u>